

区分所有法 共用部分の負担及び利益収取 管業 H26-36-4 <<#803>>

【問】正誤をつけよ。

1 棟の建物に設置された1基のエレベーターの管理を区分所有者全員で管理することはできるが、その旨を規約で定めておかなければならず、費用負担に階差を設けなければならない。

【答え】誤り

<<ポイント>> 共用部分の負担及び利益収取 【★入門】

各共有者は、規約に別段の定めがない限りその持分に応じて、共用部分の負担に任じ、共用部分から生ずる利益を収取する。（区分法19条）

⇒ 各共有者の持分は、その有する専有部分の床面積の割合による。（区分法14条）